

\*\*\*\*\*

## 一般社団法人海の共同通信

### 定 款

\*\*\*\*\*

平成28年10月 1日 定款作成  
平成28年10月11日 定款認証  
平成28年10月12日 法人設立

# 定 款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人海の共同通信と称する。

(目的及び事業)

第2条 当法人は、海洋及び沿岸域で起こっている諸問題に対して、その解決のための道筋を付けるために当該地域住民間に自立的な問題解決力と継続的なコミュニケーションを醸成し、さらに当該地域住民と研究者・研究機関・メディアを結ぶネットワークを構築・発展させることを目的とするとともに、この目的に資するために次の事業を行う。

1. 海洋及び沿岸域で起こっている諸問題に関する分析
2. 海洋及び沿岸域で起こっている諸問題に関する研究事例と解決へ向けた方法の集積及び手法の構築
3. 当該地域が抱える課題の把握と分析
4. 課題解決へ向けた方法・手法の当該地域に於ける実践
5. 実践に当たる各地域住民の活動支援及び活動継続へ向けた支援
6. 各地域における実践の経過・結果・展望の分析と持続的発信
7. 上記事業に関わる全ての研究機関・地域・メディア・個人のネットワーク形成
8. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、電子公告の方法により行う。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には官報に掲載して行う。

(機 関)

第5条 当法人は、社員総会及び理事以外に機関を設置しない。

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・一般財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人、法人又は団体

### (入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の入会申込書により申し込み、社員総会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

### (任意退会)

第9条 会員は、社員総会の承認を経て、当法人所定の退会届を代表理事に提出することにより、任意に退会することができる。

### (除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。
- ② 前項の規定により会員を除名しようとするときは、代表理事は当該会員に対し、除名の決議を行う総会の日の1週間前までに通知し、かつ社員総会において弁明の機会を与えなければならない。
- ③ 代表理事は、前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

### (会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である法人若しくは団体が解散したとき。

## 第3章　社員総会

### (招集)

第12条　当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ②　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- ③　社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

### (招集手続の省略)

第13条　社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

### (議長)

第14条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

### (決議の方法)

第15条　社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第16条　社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

### (社員総会議事録)

第17条　社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章　理事及び代表理事

### (理事の員数)

第18条　当法人の理事の員数は、1名以上とする。

(理事の選任の方法)

第19条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第20条 当法人に理事が2名以上いるときは、社員総会によって代表理事1名を選定するものとする。

(理事の任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 基金及び残余財産

(基金の拠出等)

第23条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- ② 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。  
③ 基金の返還の手続については、社員総会において返還すべき基金の総額について決議を経た後、代表理事が決定したところに従つてする。

(剩余金)

第24条 本法人は、剩余金の分配を行うことができない。

## 第6章 会計

(経費の支弁)

第25条 本法人の経費は、主に次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 拠出金  
(2) 会費  
(3) 寄付金  
(4) 委託金、調査研究事業の収入  
(5) 助成金

- (6) 報告書等の資料販売及び開催会合等の収入
- (7) その他事業の収入等

(財産の管理)

第26条 本法人の財産は代表理事が管理し、その管理方法は、社員総会の決するところとする。

第7章 計算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第28条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第29条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第30条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都新宿区四谷四丁目24番地2

杉本 信昭

東京都新宿区下落合三丁目4番18号

有田 順子

(設立時の役員)

第31条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 杉本 信昭

設立時理事 有田 順子

(設立時の代表理事)

第32条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 杉本 信昭

(最初の事業年度)

第33条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年12月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第34条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団・一般財団法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人海の共同通信を設立のため、設立時社員杉本信昭 外1名の定款作成代理人である司法書士太田啓介は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成28年10月1日

設立時社員 東京都新宿区四谷四丁目24番地2

杉本 信昭

設立時社員 東京都新宿区下落合三丁目4番18号

有田 順子

上記設立時社員2名の定款作成代理人

東京都中央区日本橋本町二丁目3番6号 協同ビル2階

アーネスト司法書士事務所

司法書士 太田啓介